

平成 27 年(フ)第 6000 号 破産手続開始申立事件

破産者 株式会社 goodgo99

## 取引追加申告等に係る説明書

平成 30 年 2 月 22 日

goodgo99「代理店」各位

破産者株式会社 goodgo99 破産管財人

弁護士 小林 克典

### 第1 破産会社との間の債権債務の認定について

1 破産会社が運営していた「リレーションセールス」は公序良俗違反の無限連鎖講（いわゆるねずみ講）であり、それに由来するポイント、〇〇パック、PIN 代等の一切は無効なものです。従って当職は、貴殿が破産会社に振込送金した金額（以下「出資額」とします。）と破産会社が貴殿に振込送金した金額（以下「配当額」とします。）以外の要素は全く考慮せず、出資額から配当額を引いた額がプラスの場合はそれを貴殿の債権額として認め、その額がマイナスの場合は貴殿にその差額の返還を請求するという方針で本件を処理いたします。

2 配当額は、貴殿からの申告の有無に関わらず、破産会社が貴殿名義の預貯金口座に送金したのから認定します。これまでの届出等に商品の受領についての記載が散見されましたが、混乱の元ですので今後行わないようお願い致します。

3 出資額は、破産会社の預貯金口座に振込入金された金額だけから認定します。  
RP、CP、SP その他のポイントの振替え等は出資額と認めません。これまでの届出等にポイントと金銭を同列に記載したものが数多くありましたが、混乱の元ですので、今後、ポイントに関する申告は一切行わないようお願い致します。

従って、上位会員、BFC ワールド、GIC ホールディングスその他、破産会社以外の者を直接の相手として送金・交付したのものも、原則として貴殿の出資額とは認めません。貴殿からその相手、その相手から破産会社への実際の送金等があったか否か、あったとしても、それが貴殿の出資の代行の趣旨なのかその相手自身

の出資の趣旨なのか当職には確認できないからです。前回調査でも、支払い側の申告だけがあって受取り側の申告がないものが大半でした。それらについては、原則として、その相手に貴殿ご自身で返還を請求して頂くこととなります。実際、既に上位会員にそのような訴訟を起こした会員も複数いらっしゃいます。

ただし例外的に、貴殿が資金を送金等した直接の相手が「貴殿を代行して破産会社へ送金した額」を当職に申告した場合は、その相手の破産会社への出資額を上限とし、申告された額をその相手の出資額から控除し、貴殿の出資額に加算します（関係者複数の際は申告額での按分。）。この処理を希望する場合、その相手に、別紙「記載上の注意」に従って書面を作成し、**平成 30 年 5 月 31 日必着**で当職に提出するよう依頼して下さい。その相手が更に他の者に送金等したものについては、その他の者から同様の申告があった場合に限り、同様の処理を行います。

なお、(株)GIC ホールディングスへの出資については、同社の破産手続（東京地裁平成 28 年（フ）第 1979 号）の方に債権届出等されるようお願いいたします。

## 第2 取引の認定に係る訂正の申立てについて

- 1 前記方針で貴殿と破産会社との取引を認定したのが別添「破産会社との取引に関する通知書」です。これの訂正等を求める申告を行う場合は、別紙「記載上の注意」に従って書面を作成し、**平成 30 年 5 月 31 日必着**で当職に提出して下さい。申告内容が真実と確認できた場合に限り、取引の認定を変更いたします。
- 2 上記の認定は個人毎に行います。これまでの届出等を連名で行っている方が散見されますが、今後、連名での届出等は全て無効なものとして扱います。
- 3 なお、これまで自己の取引について破産会社の資料やデータを参照するよう要望される方が散見されましたが、それらの資料等の大半は破棄隠匿されており、当職が入手できたのは金融機関提供の預貯金口座取引記録の他には断片的な情報だけですので、その要望にお応えするのは不可能であることを申し添えます。

以上

この追加届出等の手続についてのご案内及び問合せ先は下記の通りとなります。  
手続案内：<http://www.k-partners.jp/goodgo99.html>  
問合せ先：goodgo99 追加申告等コールセンター 050-5578-7769



## 記載上の注意

### 1 代行入金申告書を提出する場合

裏面の書式に日付・住所・氏名を記載して実印を押印し、下記に従って申告内容を記入した上、印鑑証明書を添付して当職までご郵送下さい。

- (1) 貴殿に資金を預けた方の氏名は漢字フルネームでご記載下さい。会員には同性同名の方が相当数いらっしゃるため、その方の住所も必ずご記載下さい。

なお、管理番号は分かる場合のみの記載で結構です。

- (2) 裏面の書式1枚で足りる場合は、ページ下部の「/」の後に「1」と記入して下さい。足りない場合は、裏面の書式と同様の表を作成して内容を記載し、裏面の書式と合わせて右側2か所をホチキス留めし、全てのページとページの間、前後のページにわたるよう実印で契印を押印して下さい。各ページにはページ番号を付し、ページ数の合計を1枚目の「/」の後に記入して下さい。

なお、2枚目以降の書式は破産管財人事務所 HP からダウンロードもできません (<http://www.k-partners.jp/gg99deputyreport2.pdf>)。

### 2 取引通知訂正依頼書を提出する場合

以下を記載した書面を作成して当職までご郵送下さい。様式は問いません。

- (1) 自筆による貴殿の住所・氏名（押印も）及び取引通知記載の管理番号
- (2) 取引通知記載の取引の除外を求める場合は、その取引の①取引 No.及び②それを除外すべき理由。理由を欠くものは無効と扱います。
- (3) 取引通知に記載のない取引の追加認定を求める場合は、①取引日、②個別の振込毎の送金額、③出資／配当の別、④出金／入金した貴殿の預貯金口座の金融機関・支店・種別・口座番号（現金振込では取扱金融機関及び支店）。前回調査で年月日や金額が不明、又は破産会社の口座記録と不一致のため認定できなかった出資がありましたので、省略はせず正確にご記載下さい。
- (4) なお、除外／追加の何れを求めるものについても、取引追加申告等に係る説明書に記載した方針に反しているものは、無効な届出と扱います。

# 代行入金に関する申告書

平成 年 月 日

破産者株式会社 goodgo99 破産管財人

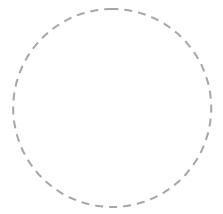
弁護士 小林 克典 殿

住所：

\_\_\_\_\_

氏名：

\_\_\_\_\_



実印押印  
印鑑証明書添付

私が破産会社へ送金したもののうち、下表記載のものは下表に記載された方から預かった資金の送金を代行したもので私が支出したのではなく、私に損失はありませんので、私の出資額の認定から控除して頂いて差支えありません。

貴殿に資金を預けた方の氏名 (管理番号)	その方の住所	その方を代行して送金した金額の合計
( )		円
( )		円
( )		円
( )		円
( )		円
( )		円